

農 総 第 1095-16 号
令 和 7 年 2 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	東俣1 (有島、湯屋、宇都、西上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻や飼料作物の栽培が主であり、一部条件の良い農地では担い手への農地集約が進んでいるが、農家の高齢化、イノシシ等鳥獣被害の影響による耕作放棄地も増えつつあり、今後の農地の維持及び有効活用等が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻及び飼料作物の栽培を引き続き行う。
集落全体で問題意識をもって隨時話し合い、よりよいあり方について検討する。
耕畜連携による飼料作物の生産などに取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内において、復旧困難な農地(山林化等)を除いた農地を農業上の利用が行われる区域とする。(但し、基盤整備済み農地は全て区域内農地とする。)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手が耕作している農地が点在しているため、可能であれば農地を交換し、集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸し付け意向がある農地は、農地バンクを活用して、農業を担う者へ積極的に集積を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

当地域は概ね基盤整備済である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

農作業委託の取り組みは現在検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の適正な設置により圃場への鳥獣の侵入防止を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の保全・管理を行う。
- ⑨耕畜連携による飼料作物の生産などに取り組む。